

町民文化センターE S C O事業 調査特別委員会 結果報告

「町民文化センターE S C O事業」調査特別委員会を設置し、昨年10月3日の第1回委員会から全9回開催し、地方自治法第98条の事務検査権に基づく検査を開始して、書類等の検査、本山博幸町長のほか副町長及び関係職員への質疑応答を行いました。第7回からは報告書作成のために選抜された委員による原案、修正案の調整を行い、3月11日の第9回委員会で報告書が可決されました。なお、100条調査権は権限や罰則が厳格となり、執行機関以外の第三者に対象が広がることから慎重に取り扱うこととし、行使には至りませんでした。この報告書をもって調査を完了としました。

3月13日開催の令和2年第1回定例会において、田代実委員長から調査報告がされ、賛成多数で可決されました。

調査に至った経緯

本委員会の設置は、令和元年第3回定例会（8月定例会）において町民文化センターE S C O事業が一般会計補正予算（第3号）として追加提案されたことが発端となった。

この事業は、昭和56年に開館した町民文化センターのボイラーが老朽化したので、電気機器へ更新して光熱水費と二酸化炭素の削減を図る1億5千万円余の施設改修工事である。7月11日に初めて、事業概要や今後の方針などが示されたが、総事業費に関する説明は行われなかった。その後、8月20日（第3回定例会会期中）に総事業費や財源内訳が示され、3日後の8月23日

に追加議案として当該事業に係る一般会計補正予算（第3号）が提案された。

これを受け、本町議会では、議員11名による補正予算（町民文化センターE S C O事業 審査特別委員会（平野由里子委員長）を設置した。第3回定例会の会期中での審査では十分ではなく、閉会中の継続審査となり、審査の結果、9月11日の委員会で賛成する者が過半数に達しなかったため、特別委員会において当該補正予算は否決された。特別委員会から議長への報告は行われたが、臨時会を開催することができず本会議での議決には至らぬまま、9月30日の議員任期満了を迎えた。そのため、当該補正予算は審議未了で廃

案となることから、9月30日に町長は当該補正予算の専決処分を行い、町民文化センターE S C O事業が執行できる処置をとった。

10月3日に、町議会議員選挙後の初議会となる臨時会を開催し、専決処分の採決では、賛成少数で不承認となった。同時に、議員から「町民文化センターE S C O事業の調査に関する動議」が提出され、賛成多数で可決し地方自治法第100条及び第98条に基づく本委員会の設置が決定した。

（10月3日までの内容は、No.216号・11月1日号に掲載）

第7回委員会 （1月16日）

第6回までに資料提出、質疑応答を終了し、委員会報告書作成に入るため秘密会とする決定をしました。委員より意見集約した資料を読み上げ、修正、取扱いについての質疑・討論をしました。

第8回委員会 （3月5日）

前回の委員会において、報告書作成のため選抜された委員から委員会報告書（原案）が提出され、質疑・討論を行って原案の修正をしました。

第9回委員会 （3月11日）

委員会報告書（修正案）が提出され、質疑・討論・最終確認を行い、採決を実施しました。採決の結果、町民文化センターE S C O事業調査特別委員会報告書が賛成多数で可決されました。（第1回から第6回の内容は、No.217号・2月1日号に掲載）

※選抜委員

田代 実（特別委員会委員長）
中野 博（同 副委員長）
平野 由里子（副議長）
井上 栄一（議会運営委員会委員長）
飯田 一（議長・オブザーバー）



第6回委員会